

鏡野町まちづくりニュース

Vol.3

鏡野町では、人口減少や少子高齢化が進んだ社会であってもコンパクトで暮らしやすく持続可能なまちづくりを進めるため、新しいまちづくり計画(都市計画マスタープラン・立地適正化計画)を策定しています。

皆様に進捗状況や今後の予定等についてお知らせさせていただくための情報として、「鏡野町まちづくりニュース Vol.3」を作成しました。本号では、委員会の概要、都市計画の将来像、居住誘導区域、都市機能誘導区域、委員会の主なご意見、今後のスケジュールについてお知らせいたします。

1 第3回 鏡野町都市計画マスタープラン

・立地適正化計画策定委員会を開催しました

第3回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会を2月4日に開催しました。協議内容は『都市計画の将来像』『誘導区域、誘導施設』です。特に、都市計画の将来像に対して、様々なご意見をいただきました。

「当日プログラム」

- ✓開会あいさつ
- ✓協議
 - ・都市計画の将来像について
 - ・誘導区域、誘導施設について
- ✓閉会あいさつ

会長挨拶



2 都市計画の将来像

前回の委員会では都市計画の将来像を以下のように示していました。永く住み続けるための町の将来像にふさわしいキャッチフレーズとするために、新たに事務局案を5つ提案し、それに対して皆様からご意見いただきました。

【第2回策定委員会】

安全安心で、働きやすく、暮らしやすく、便利に、住み続けることのできる魅力的な都市づくり

【第3回策定委員会における事務局案】

①元気な未来とこどもの笑顔を映し出すまち かがみの

・住みやすい・住み続けることのできる将来をつくり、いつまでも安心して住まうことのできる町の姿を示しています

②未来に向け 元気に暮らせるまち 鏡野

・将来にむけて、鏡野のにぎわいを創出し、今後みんなが健やかに過ごし続けることのできる町の姿を示しています

③健やかに こどもの未来を映すまち 鏡野

・少子高齢化に対し、子育てやこどもへの取組を充実させ、未来にわたってみんなが健康に住まうことのできる町の姿を示しています

④古の鏡が未来を照らすまち 鏡野

・古墳時代から遥か未来までを映し出す鏡野の、住みやすい暮らしの歴史を、今後も未来永くつづけていく思いを示しています

⑤元気が芽吹く 未来が花開く 鏡野町

・自然豊かな鏡野町の、地域経済の活性化による、将来的な居住環境や子育て環境の更なる発展・充実を示しています



3 誘導区域

本委員会では居住誘導区域や都市機能誘導区域の考え方を説明し、誘導区域・誘導施設について協議しました。

○誘導区域・誘導施設とは？

立地適正化計画では、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設を設定します。誘導区域・誘導施設の概要は以下の通りです。

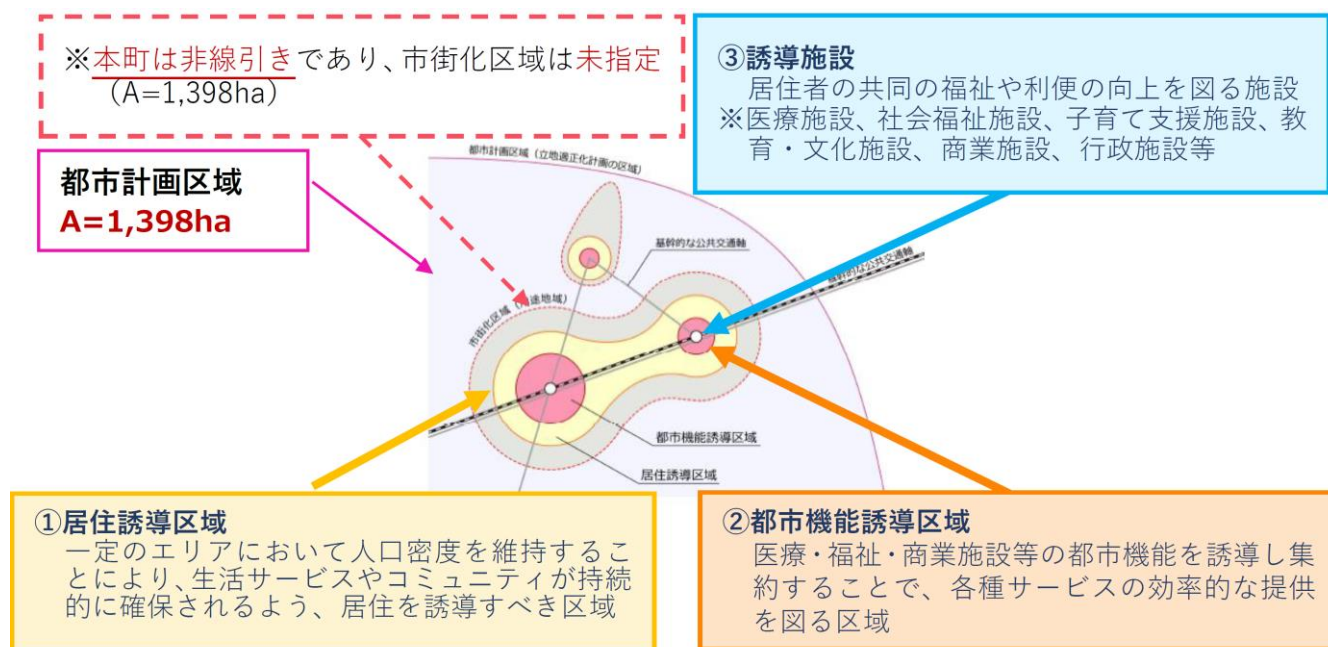


図 誘導区域・誘導施設の概要

○居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域の設定においては以下の STEP にそって検討を行います。

STEP1 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

都市計画区域内を前提に、都市機能や居住が一定程度集積し、公共交通により比較的容易にアクセスできる区域にて設定を行います。

STEP2 居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定(マイナスの要件)

農用地区域や土砂災害特別警戒区域など、居住誘導区域に含まないこととされている区域については居住誘導区域から除外します。

STEP3 居住誘導区域の設定(プラス・マイナスの要件を総合的に勘案)

STEP1+STEP2 を総合的に判断し、居住誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域の設定においては以下の STEP にそって検討を行います。

STEP1 都市の拠点となるべき区域の設定

中心地に近い行政、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域にて設定を行います。

STEP2 都市機能誘導区域の規模の検討

都市機能誘導区域の範囲は居住誘導区域内とします。

STEP3 将来の都市づくりの計画等

鏡野町の計画事業等の対象地を含む区域一帯(現在計画されている事業予定地)を区域に設定します。

STEP4 都市機能誘導区域の設定

STEP1+STEP2+STEP3 を総合的に判断し、都市機能誘導区域を設定します。

都市計画区域外のエリアの考え方

都市計画区域外のエリアである奥津地域や上齋原地域、富地域は、誘導区域に設定することはできませんが、豊かな自然と調和した生活環境を維持していくことで幅広いライフスタイルに対応した地域を形成することが必要です。

そのため、上齋原地域、富地域を「小さな拠点」、奥津地域を「地域生活拠点」と位置付けるかたちで検討を進めています。

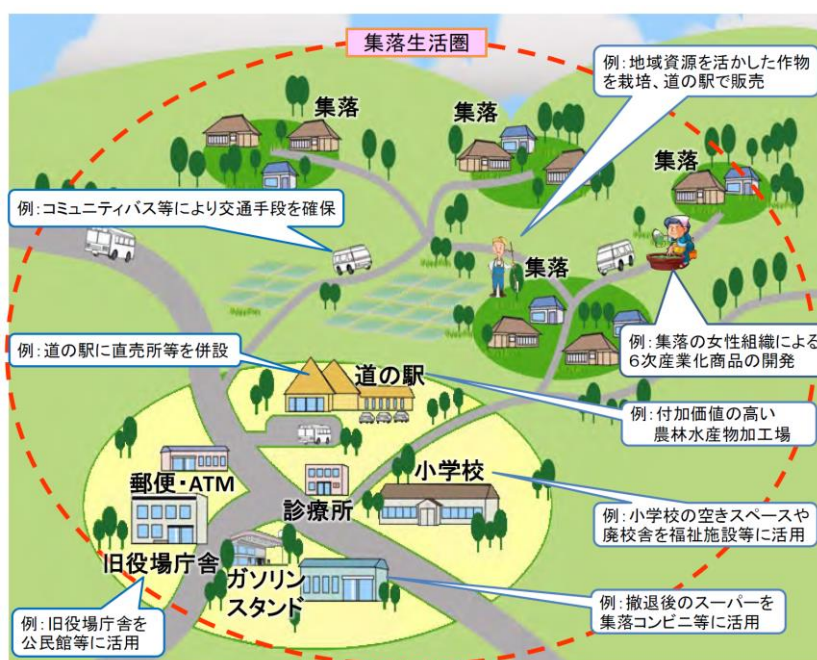


図 小さな拠点のイメージ

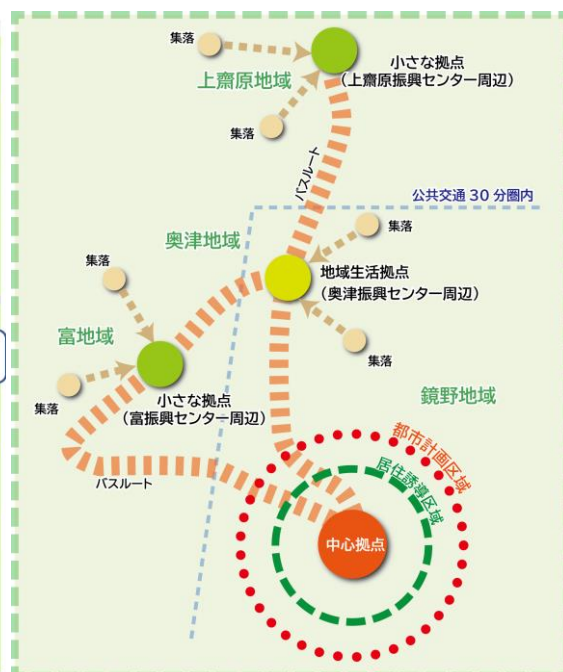


図 地域生活拠点の設定イメージ

●誘導施設設定の考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設として設定する施設で、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から定めます。

◆誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例：本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：振興センター、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：こども家庭センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例：病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：「立地適正化計画作成の手引き【基本編】」(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年4月改訂)

5 委員会ではこのようなご意見が出ました

第3回策定委員会では下記のようなご意見を頂きました。計画に反映して参りますので、皆様もその他ご意見等ございましたら、お気軽にお寄せください。

●キャッチフレーズについて

Q1 事務局提案の「こどもを対象としたもの」ではなく、「もっと幅広い年代の多世代にわたるようなところ」が皆さんの共通した認識である。例えば、「誰もが安全で 安心して 生き生きと暮らせる 鏡野」あるいは「誰もが安全で 安心して 生き生きと暮らせる かがみの里づくり」が、共通したキーワードかと思った。

Q2「元気」から「生き生き」という置き換えなどご意見をいただきたい。皆様が考えたフレーズや言葉が盛り込まれたキャッチフレーズになればいいと思う。

A ご意見を参考に今後も議論を積み重ねていきたいと考えています。

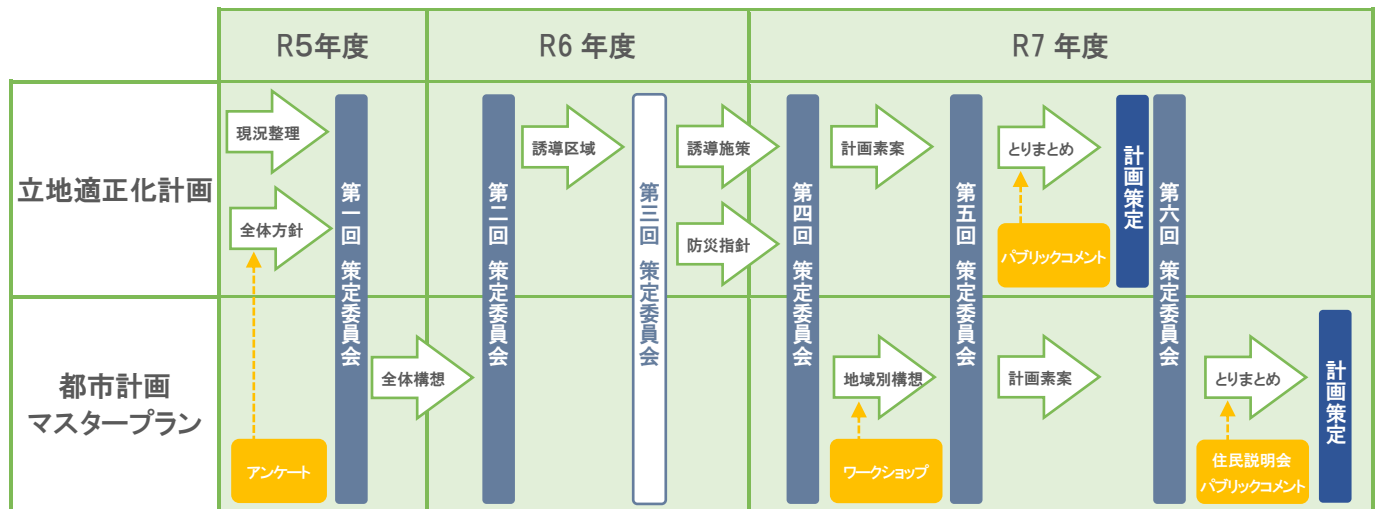
●居住誘導区域について

Q 1点目に区域の規模が適切であるか、将来の人口や人口密度、今後の土地利用を含めて区域が妥当であるかどうか。2点目に都市機能やコミュニティが持続できるかどうか。これらを踏まえてこの居住誘導区域は妥当であるのかをご議論いただいた方がいい。

A ご意見のとおり、今後は居住誘導区域の人口密度について検証を行い、県との協議を進めます。都市機能誘導区域については、誘導施設の現実的な誘導や賑わい形成に配慮して、誘導施策を検討し、県との協議を進めます。

6 今後のスケジュール

本業務は以下のスケジュールの予定で進めていきます。今後、ワークショップやパブリックコメント、住民説明会を実施し、皆様のご意見を伺う予定です。皆様のご意見・ご参加を心よりお待ちしております。



次回の第4回鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会は、本会議の意見を踏まえ、上記のスケジュールに基づき、5月頃に開催予定です。

問い合わせ先：鏡野町 総合政策室（担当：榎本、石原）

☎0868-54-2983

✉sougou@town.kagamino.lg.jp

